

# 「自衛隊募集の名簿提供の中止の申し入れ」の回答

5南知多防第 13 号  
令和 5年 5月 29日

日本共産党南知多町 町議会議員  
内田 保 様

南知多町長 石 黒 和 彦  
( 公 印 省 略 )

南知多町の自衛隊募集の「名簿提供」の中止の申し入れについて (回答)

令和5年4月26日付け文書にて、実行申し入れのありましたこのことについては、次のとおり回答します。

記

- 申し入れ事項1) 自衛隊・防衛省の求めに応じて、本人の承諾を得ずに市民の個人情報を提供することを止めてください。
- 申し入れ事項2) 半田市や大阪市の例のように、自治体からの自衛官募集に関わる対象者情報の資料提供において、自衛隊への個人情報の提供を希望しない方が申し出ることができ、拒否申請が可能であることをホームページや町広報等で周知してください。
- 申し入れ事項3) その年度に18歳及び22歳に到達する方に対して、対象者本人が個人情報の提供を除外できる手続き方法を具体的に周知して下さい。

回 答) 自衛官等募集事務は、市町村の法定受託事務として、国の求めに応じて事務的に協力する事務事業であります。令和2年度からは町個人情報保護条例の規定により個人情報取扱事務として、「自衛官等となる人材を確保するため、自衛官という職業を知ってもらうことを目的として、対象者(高校・大学卒業見込みの者)に案内資料の送付などを行う」ため、自衛隊法第97条と同法施行令第120条を法令根拠にして、電子媒体による情報提供を行っています。

さて、申し入れ事項にありました、本人の承諾を得ずにその方の個人情報を町から国に提供することについては、国の通知等によると問題のあるものではないと考えます。

また、自衛官等募集にかかる情報提供については、令和元年度以前に行っていた住民基本台帳法第11条1項の規定に基づく住民基本台帳の閲覧にかかる事務負担の軽減や、事務誤りの改善を目的として行っており、住民基本台帳の閲覧をした場合と同じ内容の情報を提供するものと考えます。

さらに、自衛官等募集以外の用途でも住民基本台帳の閲覧による情報取得が可能であり、閲覧の除外申請を行っていない中で、自衛官等募集だけ特別に除外申請を受け付ける必要はないと考えます。

以上のことから、本町としましては、今後も自衛隊からの依頼に基づき本人の承諾を得ることなく情報提供を続けてまいります。

しかしながら、自衛官等募集の案内の送付を希望しない方への配慮も必要であると考えますので、自衛隊から情報提供の依頼があった際に、町広報誌及び公式ホームページにおいて、自衛官等募集の案内が送付される旨及び送付を希望しない方は自衛隊に連絡していただく旨を案内することといたします。なお、今年度については自衛官募集(行政目的)に有効なスケジュールを保つことと町民への周知期間を必要としますので、来年度からの実施といたします。

南知多町 自衛官募集 除外申請受け付けず!  
町は住民基本台帳法を守り、町民の個人情報保護せよ